三島駅南口広域観光交流拠点整備事業 提案競技事業者募集方針

三島市

開発コンセプトイメージ

環境 将来の展望

- ■2020年までにインバウンドが3,000~4,000万人に拡大
- ■富士、箱根、伊豆エリアの観光ルート・観光資源が充実
- ■リニア開業による新幹線ひかり号の増発
- ■観光交流人口急増の三島市への魅力

~戦略ターゲット~

①インバウンド観光客 ②国内観光客のハブ施設

~ホテル~

広域観光のハブ機能を 有したシティホテル

広域観光交流拠点

周辺地域の観光情報発信

市内回遊観光のフロント機能

~買い物~

周辺地域の名産品を 販売する店舗

~食事~

箱根西麓三島野菜等 地産食材をアピール

~情報発信~

富士・箱根・伊豆の 観光情報の提供

三島駅南口広域観光交流拠点整備事業 提案競技事業者募集方針

- 1 事業概要
- 2 事業提案募集の概要
- 3 応募者の参加資格要件に関する事項
- 4 提案に関する条件
- 5 土地利用の条件等
- 6 審査に関する事項
- 7 契約に関する事項の詳細

1 事業概要

背景•目的

三島駅南口の役割とポテンシャル

- ▶ 静岡県東部地域の交通の結節点
- ▶ 富士・箱根・伊豆への広域観光の核

社会経済情勢の変化

- ▶ インバウンド需要の増大
- ▶ 2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催

三島駅周辺グランドデザイン

▶ 広域観光交流拠点の実現

広域観光の推進 ガーデンシティのまちづくり



「にぎわいの創出」「交流人口の拡大」

利活用の方針(1)

概要

- ▶ 市及び公社が所有する土地を民間事業者に売却
- ▶ 民間事業者が自ら提案した施設を設計、建設及び運営

売却対象地

所在	地番	地目	面積(㎡)	所有者等
三島市一番町	2606番2 のうち	雑種地	約3,140	三島市土地開発公社
三島市一番町	2606番8 のうち	宅地	約260	三島市
		約3,400		

利活用の方針②

都市計画

- ▶ 次のとおり都市計画を変更(平成29年7月予定)
 - •用途地域の変更

近隣商業地域 建ペい率 80% 容積率 200%



商業地域 建ペい率 80% 容積率 400%

▪地区計画の変更

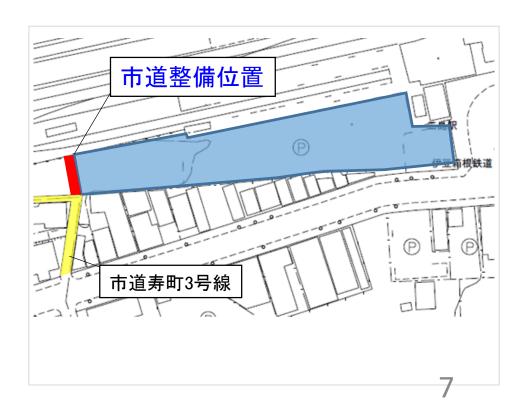
地区整備計画の指定

- →ホテル、店舗、飲食店などに用途を制限
- →風営法に係る風俗営業等に供するものの規制

利活用の方針③

市道の整備

▶ 市道寿町3号線を接道 として使用する事業提案 が選定された場合は、都 市計画を変更するときまで に隣接地の一部を市道と する予定



利活用の方針4

現存施設の取り扱い

集会所

- ▶ 月極駐車場 ➡契約者解約 ▶ 総合観光案内所 ➡移転
- ▶ 駐輪場 ➡西側に駐輪場整備 🗦 三島駅南口トイレ ➡移転
- ▶ 水の仕掛け ➡撤去 ➡事業者が代替施設を設置

トイレ観光案内所

駐輪場

利活用の方針⑤

地質調査

- ▶ 現在、売却にあたり「地質調査」を実施中である。
- ▶ 募集要項の公表にあたり、調査結果を資料として 添付する。
- ▶ 事業者は「三島駅前地区地下水等環境影響調査報告書(平成7年2月報告)」及び、「三島駅南口西街区地質調査報告書」を踏まえ、湧水の保全に配慮した建物計画、施設計画を提案

利活用の方針⑥

最低売却価格

▶ 最低売却価格は、土地価格及び地質調査費用 の合計

▶ 土地価格は、当該土地の用途地域変更を前提 とした、不動産鑑定による土地評価額の上限額

利活用の方針⑦

事業スケジュール

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
契約等	■基	香提案者選定 本協定締結(基 ■(基本記 上地売買仮契約	(12月) 本計画の概略の 計画の確定) 締結(契約保証: 問契約締結(都	金納入後)	
建設工事等			設工事着手 「権移転登記完「		竣工 ★開業
事業段階		·調整 ·申請手続	建設工	事	運営管理

2 事業提案募集の概要

提案競技

スケジュール(予定)

事業者への説明会開催

質疑書の受付

質疑への回答

応募書類の受付開始

応募書類の受付締切

審査会による事業者ヒアリング

審査結果公表(最優秀提案者等選定)

最優秀提案者との協議及び調整

基本協定締結(事業者決定)

平成28年 8月25日(木)

9月5日(月)

9月6日(火)~9日(金)

9月28日(水)

11月11日(金)

11月18日(金)

11月下旬から12月上旬

12月上旬から同月中旬まで

12月下旬まで

平成29年 1月中旬

3 応募者の参加資格要件

応募者の資格等

- ▶自ら売却対象地の土地を取得し、提案する施設を 建設及び所有する者で、当該施設の継続した運営 ができる十分な資金力及び経営能力並びに優れた 企画力を有し、かつ、計画の実現について過去の経 歴及び実績並びに社会的信用を有する法人又は複 数の法人で構成されるグループであること。
- ▶施設の運営業務を行う法人は、100室以上のホテル の事業運営実績を有すること。 など

応募書類

- 1 応募申込書、構成員調書
- 2 資格-資力信用審查資料
- 3 事業提案資料
 - •事業計画書
 - •施設計画書(施設全体)
 - •物販、飲食等施設計画書
 - ・景観、地下水、周辺地域、環境及びユニバーサル デザイン等への配慮概要書
 - 観光情報発信提案書
- 4 価格提案書

4 提案に関する条件

民間施設及び施設計画全般に関する条件①

- 1「三島駅周辺グランドデザイン」と整合した事業計画とすること。
- 2 ホテルを核とした次の基準を満たす施設を建設すること。 客室面積(シングル18㎡以上 ツイン25㎡以上) ツイン以上の客室数の比率を5割以上
- 3「にぎわいの創出」及び「地域活性化」に資する施設を 導入すること。
- 4 三島を始めとした富士、箱根、伊豆等広域観光の情報 発信に関する取り組みを提案すること。
- 5 土地利用、施設計画、運営等においてユニバーサルデザインを導入すること。 15

民間施設及び施設計画全般に関する条件②

- 6 楽寿園や市街地のせせらぎと調和した、市の玄関口に 相応しい良質な都市景観を創出すること。
- 7 ホテルの敷地内に「ガーデンシティみしま」に相応しい 「水の仕掛け」等の施設を導入すること。
- 8 風営業法第2条第1項に規定する風俗営業等を含まない計画とすること。
- 9 住宅を含まない施設計画とすること。
- 10 施設にはできる限り、静岡県産木材を使用すること。
- 11「三島駅前地区地下水等環境影響調査報告書(平成7年2月報告)」及び、「三島駅南口西街区地質調査報告書」を踏まえ、湧水の保全に配慮した施設計画及び建築計画であること。

5 土地利用の条件等

- 着工及び竣工の時期
- ▶原則として土地売買契約の締結の日から1年以内に提案 事業に係る工事に着手
- ▶東京オリンピック・パラリンピック開催前の平成32年7月までに、全ての工事を完了し、提案の土地利用に供する
 - < 土地利用の用途変更
- ▶本募集の趣旨に反する変更は認めない
- ▶やむを得ない事情により、選考された提案内容を変更する場合、文書により市及び公社に事前申請・承認が必要

6 審査

審査体制

▶法律や財務をはじめ、学識経験者等で組織する審査会 を設置し、あらかじめ、審査項目や採点方法について確 認した上で審査を行う。

審查方法

- ▶審査会は、「応募者資格要件・土地売買代金審査」と 「資力信用・事業提案・価格提案審査」の2段階に分けて 総合的に審査
- ▶審査項目や採点方法等については、今後、審査会での 意見を踏まえて決定し、募集要項で公表
- ▶最優秀提案者、優秀提案者を市・公社に報告
- ▶市・公社は、審査会の報告を踏まえ決定
- ▶審査会は、非公開

審査結果の公表

- ▶審査結果は、市ホームページなどで公表
- ▶選考基準や審査の詳細に関する問合せには応じない
- ▶公表内容
 - •応募者数
 - •最優秀提案者
 - 審査結果(最優秀提案者の選定理由及び全応募者の 評価点数)
 - ・最優秀提案者の計画概要、イメージ図
 - •審査委員氏名
 - ※ 最優秀提案者以外の応募者名は公表しない

審査の流れ

提案書の受付 応募者資格審査

土地売買代金の審査

資格要件を満たしているか 提案要件を満たしているか

上記のいずれかを満たしていない場合

失格

資力信用審査

事業提案審査

価格提案審査

総合評価

審査会による審査結果報告

最優秀提案者等の決定及び公表

資力信用に関する採点(合議)

審査項目に関する採点(合議)

提案価格に関する採点

得点合計による総合評価

7 契約

基本協定の締結/基本計画の策定

基本計画の概略の策定

▶最優秀提案者決定の翌日から30日間以内(原則)に、 基本計画の概略をまとめる

基本協定の締結

▶基本計画の概略がまとまった段階で、最優秀提案者は、 市及び公社と基本協定書を締結(事業者として決定)

基本計画の策定

▶事業者は、市・公社と協議の上、基本計画を策定

土地売買契約の締結

土地売買仮契約に伴う契約保証金

- ▶基本協定締結後、事業者は、速やかに土地売買代金の 10%以上の契約保証金を納付
- ▶契約保証金の納入確認後、土地売買仮契約を締結

土地売買契約の締結

▶土地売買仮契約書は、都市計画の変更が完了した後、 土地売買契約書となる

その他①

所有権の移転等

- ▶所有権移転は、土地売買代金の完納と同時
- ▶土地の引渡しは、土地売買契約時の現状有姿のまま

土地利用の用途指定、売買物件の譲渡禁止

- ▶土地売買契約締結日から10年間、指定用途に供さなければならない
- ▶用途指定の期間中は、市及び公社の承認を得ないで、 売買物件を第三者へ譲渡又は貸し付け不可。

その他②

買戻しの特約、買戻特約の登記及び違約金

- ▶次の場合、市・公社は、無条件で土地の買い戻しが可能
 - 提案競技の応募申込に際して虚偽の記載をした場合
 - 用途指定及び売買物件の譲渡禁止について、契約違反があった場合
- ※事業者は、原則、土地の原状回復義務を負う
- ▶土地売買契約日から10年間の買戻しの特約と 買戻特約の登記を行う
- ▶買戻権を行使した場合には、違約金として、土地売買代金の30%相当を徴収